

## 第 21 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 16 時 00 分から午後 17 時 00 分

2 開催場所 西越地区農村環境改善センター 和室

3 出席委員 農業委員（5 人）

|         |     |    |     |
|---------|-----|----|-----|
| 会長      | 3 番 | 内藤 | 仁   |
| 会長職務代理者 | 2 番 | 諸橋 | 清隆  |
| 委員      | 1 番 | 岡田 | 美由紀 |
|         | 4 番 | 丸山 | 百合江 |
|         | 5 番 | 中野 | 正啓  |

農地利用最適化推進委員（5 人）

|    |    |
|----|----|
| 田口 | 正明 |
| 加藤 | 和一 |
| 丸山 | 国夫 |
| 田口 | 貞夫 |
| 服部 | 隆  |

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

第 3 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に関する意見について

第 4 議案第 2 号 出雲崎町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について

6 農業委員会事務局職員

|         |    |     |
|---------|----|-----|
| 事務局長    | 内藤 | 良治  |
| 事務局係長   | 田口 | 賢   |
| 事務局事務補助 | 小林 | 永美子 |

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 21 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立していますのでこのまま進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、2 番 諸橋委員、5 番 中野委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口係長を指名いたします。

議 長 諸般の報告をさせていただきます。  
○全国農業委員会会長大会ほか  
期 日：令和 7 年 5 月 28・29 日  
会 場：東京都 LINE CUBE SHIBUYA (渋谷公会堂) ほか  
出席者：内藤会長

○第 138 回新潟県農業会議通常総会ほか  
期 日：令和 7 年 6 月 24 日  
会 場：新潟市 新潟東映ホテル  
出席者：内藤会長

議 長 それでは議事に入ります。報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 1 号について説明します。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、5 件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 申請番号 6, 7 は借受人の健康上の都合による合意解約で、新たな耕作者は見つかっておりません。申請番号 8, 9, 10 は借受人を変更するための合意解約で、新たな耕作者への権利設定は、後の議案第 1 号でお諮りします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

議 長 続きまして、議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に関する意見について、事務局より説明願います。

事務局            それでは議案第1号について説明します。

本件は中間管理機構を通して新たに契約を締結するものです。町が促進計画案を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされており、町当局から意見聴取の依頼を受けているところです。従いまして、計画案に対して意見等がなければ、「意見なし・適当」の旨を回答することをお諮りするものです。それでは、計画案22件についてご説明します。

事務局            【議案書に基づいて内容を説明】

議長            ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

3番            先月と今月で農事組合法人ファーム天領への権利設定が多く行われたが、どのくらいの経営面積になる？

事務局            経営面積はおよそ13ha超となる見込みです。

議長            他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長            ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長            ご異議がないものと認め、議案第1号について承認します。

議長            続きまして、議案第2号 出雲崎町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事務局より説明願います。

事務局            議案第2号について説明します。

出雲崎町長より農業委員会に対して変更にあたっての同意を求められています。この基本構想については、県が策定している農業経営基盤強化促進基本方針で定める機関につき定めることとされており、このたび、県の基本方針が変更されたことに伴い町の基本構想を変更するものです。それでは、具体的な変更点ということで、新旧対照表を用いまして説明いたします。

主な変更点として、国の食料・農業・農村基本計画の見直しや県の基本方針の変更および地域計画の施行に係る本文中の文言修正となっておりますが、5

ページからの指標値については、県全体の指標値を踏まえ、町産業観光課及び長岡地域振興局普及課で協議を行い変更しております。また、この度相対利用権が廃止されたため、該当する記載箇所が削除されています。

説明は以上となります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第2号について承認します。

議 長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第21回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和7年6月25日

議 長

⑪

議事録署名委員

2 番

⑪

議事録署名委員

5 番

⑪